

社会福祉法人くじら 役員等報酬規程

(目的および意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人くじら（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び理事（以下「常勤理事」という。）については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
- (2) 常勤でない理事、評議員及び監事（以下「非常勤理事等」という。）については、業務に応じた報酬及び退職金を支給する。ただし、評議員会が特別の決定を行った場合は、この限りではない。
- 2 常勤理事に対する退職金は、理事として任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 非常勤理事等に対する退職金は、非常勤理事等として1期以上の任期を満了、又は辞任により退任した者に支給する。
- 4 非常勤理事等から報酬受給を辞退する旨申出があった場合は、報酬辞退届を徴し、理事長に提出するものとする。
- 5 前項の規定する報酬受給辞退の申出があった場合は、報酬を支給しないものとする。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第3条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1の俸給表のうち、評議員会で決定した等級号俸に記載された額。ただし報酬に変更がない場合は、評議員会の承認を必要としないものとする。
- (2) 賞与については、別表第2に定める額。
- (3) 退職金については、別表第3に定める額。但し、退職金における計算期間には非常勤理事等及び第5条の職員の期間は通算しないものとする。
- (4) 通勤費については、職員給与規程による支給基準に準じる。
- (5) 常勤理事が職務のため出張した場合は、別表第4に定める額を別途支給する。
- (6) 常勤理事が週4日以上従事の場合は、常勤者として社会保険に加入する。

(非常勤理事等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤理事等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第5に定める額。但し、その支払額は所得税控除後の額とする。
- (2) 退職金については、別表第6に定める額。
- (3) 交通費については、前(1)の報酬額に含めて支給する。
- (4) 非常勤理事が職務のため出張した場合は、別表第4に定める額を別途支給する。

(職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤理事の役員等報酬は、職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。ただし役員報酬等と職員給与の合計が第3条第1項(1)で定められる常勤理事としての役員報酬等を上回らない範囲内において支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事に対する報酬等の支給方法については、次の通りとする。

(1) 報酬は、職員給与規程第5条および6条の規定に準じて支給する。

(2) 賞与は、職員の賞与方法に準じて支給する。

(3) 退職金は、退職後1か月以内に支給する。

2 非常勤理事等に対する報酬は、支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。但し、監事による監事監査業務の支給については、定時評議員会時に支給する。

3 前項の定めにかかわらず、本人の同意を得た場合には、当法人が指定する金融機関の口座への振り込みによって報酬を支払う。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、下記の算式により日割計算して支払う。

報酬等の額

$$\frac{\text{報酬等の額}}{\text{1カ月の平均所定労働日数(21.5日)}} \times \text{出勤日数}$$

(端数の取扱い)

第8条 この規程を適用して計算した金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。ただし、控除額の計算にあたってはこれを切り捨てる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

- 附則 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、令和 4 年 6 月 26 日より施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表1（理事長及び常勤理事の俸給表）

1) 理事長の月額報酬

単位：円

	1 等級	2 等級	3 等級
1 号俸	250,000	350,000	500,000
2 号俸	400,000	550,000	750,000
3 号俸	550,000	750,000	1,000,000
4 号俸	700,000	950,000	1,250,000
5 号俸	850,000	1,150,000	1,500,000
6 号俸	1,000,000	1,350,000	1,750,000
7 号俸	1,150,000	1,550,000	2,000,000
8 号俸	1,300,000	1,750,000	2,250,000

2) 常勤理事の月額報酬

単位：円

	1 等級	2 等級	3 等級
1 号俸	200,000	300,000	450,000
2 号俸	250,000	375,000	550,000
3 号俸	300,000	450,000	650,000
4 号俸	350,000	525,000	750,000
5 号俸	400,000	600,000	850,000
6 号俸	450,000	675,000	950,000
7 号俸	500,000	750,000	1,050,000
8 号俸	550,000	825,000	1,150,000

別表2（理事長及び常勤役員の賞与）

- 1) 夏期賞与 報酬月額×1.5 か月分
 2) 冬期賞与 報酬月額×1.5 か月分

別表3（理事長及び常勤役員の退職金）

退職金の額＝退任の日におけるその者の報酬月額×就任期間(年数)×係数

就任期間	係数
1年以上 5年以下の期間	1年につき100分の 50
6年以上10年以下の期間	1年につき100分の 60
11年以上15年以下の期間	1年につき100分の 75
16年以上20年以下の期間	1年につき100分の 95
21年以上	1年につき100分の120

- ※ 就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月のまでの月数とする。
 ※ 就任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

別表4（出張旅費等）

- 1) 交通費 実費
- 2) 宿泊費 実費（但し1泊につき25,000円以内）
- 3) 日当 日額5,000円

別表5（非常勤役員等の報酬）

- 1) 非常勤理事
 - あ) 理事会等への出席 日額12,000円
 - い) 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 日額12,000円
- 2) 非常勤監事
 - あ) 理事会等への出席 日額12,000円
 - い) 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 日額12,000円
 - う) 監事監査の業務 年額24,000円
- 3) 評議員
 - あ) 評議員会等への出席 日額12,000円
 - い) 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 日額12,000円

別表6（非常勤役員等の退職金）

就任期間	金額
1年以上 8年以下の期間	1年につき10,000円
9年以上12年以下の期間	1年につき15,000円
13年以上16年以下の期間	1年につき20,000円
17年以上20年以下の期間	1年につき25,000円
21年以上	1年につき30,000円

- ※ 就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月のまでの月数とする。
- ※ 就任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。